



改正管理適正化法、管理計画認定制度 区分所有者名簿・居住者名簿 分譲マンションと個人情報保護法

管理組合に適用される 個人情報

情報通信技術の発展により、莫大な個人情報収集データ化され、いわゆる名簿屋にカモ名簿に利用されるなど、個人情報の取り扱いについて、国民の懸念が増大するなど、その取り巻く環境は大きく変化しました。

「個人情報保護法」が平成15年に5月に施行され、その後平成27年9月に改正され、これまでは、5000人以下の個人情報しか有しない小規模事業者は法規制の対象外でしたが、営利、非営利を問わず、「全ての事業者」が適用の対象となりました。

このため、「マンション管理組合」も「組合員名簿」「居住者名簿」は「個人情報」を有しているために規制が適用される事になりました。「名簿」は円滑な管理組合運営を行う上で、必要

かつ重要な役割を果たすもので、日常の管理組合運営以外にも、使用される以外に、非常時の対応やコミュニケーション形成に活かすためにも、名簿の管理、閲覧や配布等についても法律の規定に則った適切な対応が求められます。

○個人情報の利用目的

個人情報を取り扱うについて、利用目的を出来る限り特定し、予め本人の同意を得た上で、保有する個人情報データを本人の知り得る状態に置かなければなりません。

○利用目的を「規約に定める管理組合の業務のために利用する。」

と特定し、これをマンション取得時の「重要事項説明」で通知したり、平時においても、マンション内の見やすい場所に、取り扱いにつき「規約」・「細則」に明記されている事を掲示したりして組合員各自に「保管の適正性」を周知するなどの措

置を講じる事が望ましいでしょう。

規約、細則に届け出義務を設けていても、個人情報の取り扱いに敏感な人が増えていきますので、管理会社への名簿の提出には、記載内容に年齢、勤務先、連絡先などは、個人が記載したくないような、プライバシーに関する項目が含まれていないかなどを見直し、提出しやすい内容のものにする事が必要です。

また、同じマンション内の住人が、名簿の管理、名簿の管理をする場合、守秘義務を徹底する様に、細則を制定し、安心して名簿の提出が出来る様、環境整備に努める事が大切です。



規約・細則の制定事項

○個人情報保護法の提供

予め本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供する事を原則として禁止しています。

地元の町内会から、マンション内の高齢者への連絡を取りたい為、名簿が欲しいと言われた場合どう対処したらよいでしょうか、

「個人情報保護法」では、原則として、「予め本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」としています。

外部の組織等に情報を提供する場合には、利用目的の特定、名簿掲載の情報を提供する段階で本人の同意を得て置く事や、提出用紙への記載、問い合わせ先に関する記載が必要です。

尚、情報を第三者に提供した場合は「いつ、誰のどんな情報を、誰に提供したのか、」について記録して置かなければなりません。

○「管理計画認定制度」には、毎年「組合員名簿」

組合員名簿
居住者名簿

「居住者名簿」の更新が義務付けられています。

管理会社が区分所有者名簿を作成・管理している場合でも、管理組合から、開示請求を受けたら管理会社は理事長の指示を受けてプライバシーを

侵害しないように慎重に対応しなければなりません。

具体的な開示方法については、管理委託契約の内容によって変わってくるものと思われます。

「プライバシー権の侵害」とならないよう、適正に管理委託契約の条項を定めましょう。

○区分所有者名簿と居住者名簿を一体にしてもかまわないか。

管理計画認定制度には『「組合員名簿」（区分所有者名簿）及び「居住者名簿」を備えると共に』とあります。

名簿は、それぞれに作成し、目的を明確にしておかなければなりません。「組合員名簿」は、総会案内や区分所有法に定められた決議事項等の案内に利用します。

一方、「居住者名簿」は、有事の際の「緊急連絡先」等、組合員名簿以上に情

報を記載してもらうことが多いため、プライバシーの保護は更に重要です。

利用目的の特定を本人の同意を得て置く事や、提出用紙への問い合わせ先の記載等、それぞれに、必要な時に活用出来るよう利便性を確保し、目的外利用を防止する事が必要です。

閲覧請求が合った場合は、それぞれの目的に応じて対応しなければなりません。従って名簿は、別々に作成する事が必要です。

「閲覧」行為も第三者への提供に該当するものと考えられますが、名簿の閲覧は、管理規約自体に定めるところでもあり、第三者提供の同意が有るものと考えられます。

○「組合員名簿」の細則に定める必要事項

- ・趣旨
- ・用語の定義
- ・利用目的

- ・名簿の管理者
- ・名簿の管理方法
- ・更新に必要な調査
- ・作成及び更新
- ・不要名簿の廃棄等が挙げられます。

○「居住者名簿」の細則に定める必要事項

- ・部屋番号
 - ・世帯主
 - ・居住者氏名
 - ・電話番号
 - ・メールアドレス
- 等が挙げられます。

尚、管理会社から、詳細に勤務先や子どもの学校等、個人情報に関する事項の記載の依頼があった場合、その事項は空白にしても何ら問題は有りません。



大規模修繕工事と
パートナー

一級建築士
マンション管理士
丸岡庸一郎

マンションの大規模修繕工事（以下大規模修繕）は、管理組合における一大事業ともいえるべきもので、何らかのパートナーを活用することが多いと思われます。管理組合だけで取組む場合もありますが、多くはパートナーを活用して進めているものと思われま

○パートナーという立場で必要なことの一つに、「管理組合の立場で」ということがあります。「第三者的な立場で判断してくれる方が必要」というフレーズも聞きますが、もつといえ

「第三者の立場」ではなく「依頼者の立場に立つ

て」ということが重要ではないかと思

例えば、工事など提案されたとき、管理組合側に立って判断する立場、あるいは、適切な良い判断が可能となる情報を提供する立場の方が必要で

○パートナーと工事監理、設計監理方式、責任施工方式について

パートナーの選定とともに、どのような方法で進めるかという議論があります。よく言われるのが設計監理方式と責任施工方式です。方式の詳細は省きますが、工事監理について触れてお

工事監理は、建築士法では、工事が設計図書のとおり

したがって工事監理者は、「発注者の代理人」という立場で、本来は発注者にと

者との仲介役ではありま

多くの大規模修繕は、工事監理者は法的に設置が必要でなく、工事監理者を置くかどうか、議論もな

工事監理を依頼するかしないか、言ってみれば「管理組合の代理人」になるべき立場の方を、活用するかどうかを確認すべきと思われま

新築工事の場合は「設計施工」などといわれま

は法的に工事監理者が必要で、工事監理を建築士事務所に任せるか、施工者に施工とともに任せるかという

施工者にすべてを任せる場合は、その施工者が建築士事務所登録をして

この場合、同じ会社に施工と工事監理を委ねるとい

では大規模修繕の場合かどうか、方式の議論とともに、工事監理者を置

延べ面積 S (㎡)		木造			木造以外		全ての構造
		高さ ≤ 13m かつ 軒高 ≤ 9m			高さ ≤ 13m かつ 軒高 ≤ 9m		高さ > 13m 又は 軒高 > 9m
		階数 1	階数 2	階数 3 以上	階数 2 以下	階数 3 以上	
S ≤ 30		A		C	A	D	
30 < S ≤ 100							
100 < S ≤ 300		B					
300 < S ≤ 500							
500 < S ≤ 1000	一般						
	特定 [※]						
1000 < S	一般	C					
	特定 [※]						

- A：だれでもできる
- B：一級建築士、二級建築士、木造建築士でなければならない
- C：一級建築士又は二級建築士でなければならない
- D：一級建築士でなければならない

※ 特定とは、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オーディトリウムを有する集会場、百貨店をいう。

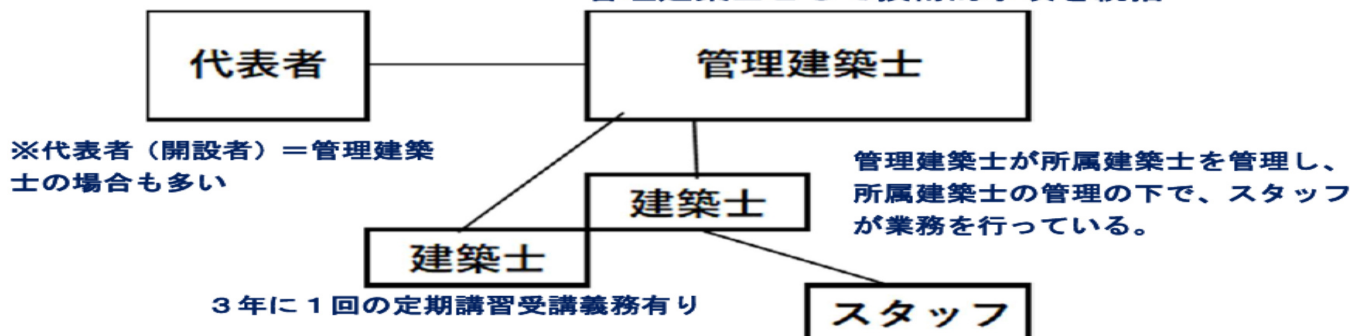
くか置かないかということも判断すべきで、責任施工方式であっても工事監理者を置く場合もあります。ただし工事監理者の立場は「管理組合の代理人」ですので、施工者の側の立場ではありません。責任施工方式の場合で工事監理者を置く場合は、同じ施工会社の方が担当することになりますのでここを理解の上、選択すべきと考えます。

建築士法では、建築物を新築等行う場合、建築士でなければできない設計又は工事監理の業務範囲が定められています。（下表参照）。

建築士の種類別の業務範囲内建築士でなければできない設計又は工事監理（公財）建築技術教育普及センターのホームページより

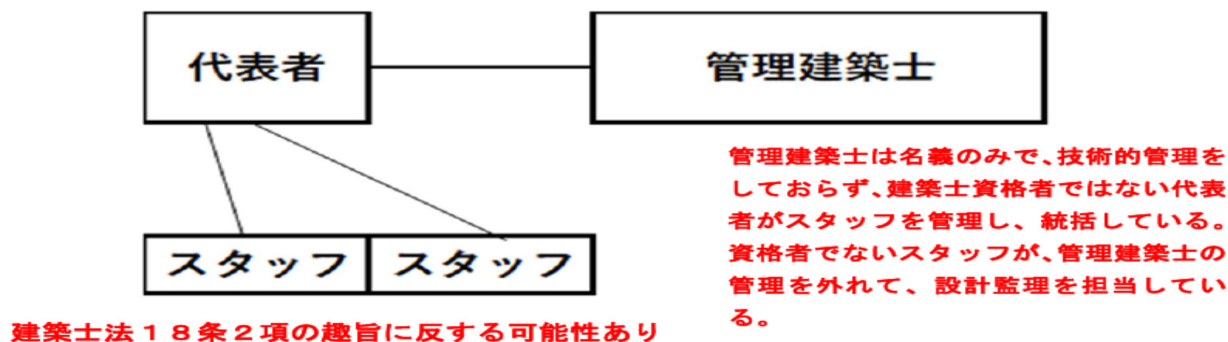
前頁の表は、基本的には新築の場合ですので、大規模修繕は、建築士でなくても設計監理は可能な業務です。建築士でな

管理建築士として技術的事項を統括



① 建築士事務所として、一般的に想定されるケース

管理建築士は専任、常勤なのか？



※ 同じ100人の所員がいる事務所といっても、管理建築士以外の99人全員も建築士である場合と、管理建築士以外の所員99人が、建築士資格が無い事務所の場合を考えた時、同列には比較できない。

② 建築士事務所として登録されているが、逸脱しているケース

くても可能な中で、パートナーの選択で建築士事務所から選択するというのであれば、認識していただきたいことがあります。

○士業という言葉があります。弁護士を始めとして多くの士業があります。業務を独占的に行える資格で、建築士もその一つです。しかし建築士については、他の士業と異なる点があります。

「当社も一級建築士事務所登録をしたので、設計監理業務が可能となりました。」と施工会社や管理会社の方から言葉を聞くことがあります。この言葉は正しいとも言えますし、正確には足りないとも言えます。それはなぜか。

士業は基本的には、資格者が自ら代表者になり、業務を行うことが一般的に多いと思われます。代表者は当然に有資格者で、

例えば弁護士でない者が、弁護士を雇って弁護士事務所の開業はできません。建築士事務所は、開設者には建築士資格は求められておらず、建築士事務所は、本人が建築士でなくとも、管理建築士を雇えば開設可能で、ここが他の士業と異なる点です。

○ 管理建築士は専任、常勤で、建築士事務所ごとに一人の管理建築士で、管理建築士の管理のもとで、所属する建築士等が業務を行っていくことになります。

大規模修繕の設計監理業務は資格が問われない中で、建築士事務所として登録して修繕、改修設計と工事監理を業として行うということは、担当する技術者も建築士等の有資格者が行うことが本来の姿であります。

建築士でない者が建築士事務所、設計監理業務を行っている場合、有資格者の管理の下であれば、

業務を行うことは可能ですが、あくまでも資格者の管理の下でというのが前提であり、ここを大きく逸脱していることもあります。

○さらに建築士法には、設計内容等、建築士が説明する努力義務があります。管理組合への説明など、建築士以外のスタッフだけで業務を進めるのは、この法令の趣旨に反しています。

したがって建築士事務所選定の場合には、事務所登録だけでなく、担当技術者の資格の確認が望ましく、建築士資格であることが前提です。

○「一級建築士事務所登録をしたので、設計監理業務が可能」は、間違いではないですが、業務を可能とするには、運用の実態など、建築士法等を順守しなければなりません。建築士事務所として登録すれば、名義だけの管理建築士の下で、建築

士でない者が、自由に勝手に設計監理業務ができるというわけではありません。

○建築士事務所と所属建築士の義務、事務所の選定にあたり建築士事務所所属建築士は3年に1回法定講習受講の義務があり、法定講習を受講していないものが設計監理業務を担当するのは法令違反となります。

勘違いされやすいのが、所属の建築士とはその会社の社員であればよいということではなく、登録している事務所に、所属建築士として都道府県知事等に届出されていることが前提です。

記①②（前頁表）一般的な事務所の例と法の趣旨から逸脱している例です。

○建築士事務所は、一年に一回都道府県知事等に、設計等の業務に関する報告が義務となっており、報告内容は事務所や

所属建築士の名簿、業績、管理建築士の意見概要等、また定期講習受講状況等、必要な情報を確認できますので、活用も方法です。

以上、一級建築士事務所を登録すればそれで良しではなく、その内容、建築士事務所の実績だけでなく、建築士自身の実績、またその実績は建築士取得以後の実績かどうか、など、事務所の選定にはあくまでも「建築士事務所」としての評価をすべきです。特に施工会社や管理会社等が設計監理の場合、建築士事務所として業務する以上は、会社規模や全体の実績ではなく、設計監理実績、所属建築士実績など、建築士事務所としての評価をすることが、適切なパートナー選びの第一歩だと思います。

○契約先の、管理会社から、「前回、大規模修繕



実施から12年が経過していますので、そろそろ、大規模修繕の時期になりますので、経年劣化診断を行ったら如何でしょうか、無料で診断させて頂きます。」と理事会の席で工事の提案が行われたら、「どうぞ、参考程度にします。」とし、本当に今やるべきか、先に伸ばしても問題ないか、予算と積立金残高が、将来の設備等の経年サイクルに補修、修繕に影響は出ないか等、資金計画をしつかり立て、専門家に相談し必要性のある箇所だけ修繕する事も一考すべきでしょう。

国の補助金・助成金

今年度、国が住宅分野
に行っている補助事業を
列挙しました。
但し、予算が限られてい
ます。補助金・助成金が
無くなり次第に終了にな
ります。
下記比較表の⑤は東京都
の事業になります。参考
まで、
埼玉県独自の制度では、
区分建物マンションには
限らず、「子育て支援」
に助成金があります。
サッシ、玄関扉の断熱
化以外にも、省エネ事業
として、高効率給湯機導
入促進による省エネルギー
推進事業費補助金などが
あります。
詳しくは、「子ども未来
住宅支援事業ホームページ」
へお問合せ下さい。

株式会社LIXIL
リノベーション提供

サッシ・玄関扉カバー改修工事に於ける主要補助金・助成金比較表



	①	②	③	④	⑤																																
名称	既存住宅における断熱リフォーム支援事業	こどもエコすまい支援事業	先進的窓リノベ事業	住宅エコリフォーム推進事業	令和5年度事業 既存住宅における省エネ改修促進事業																																
実施省庁	環境省	国土交通省	経済産業省・環境省	国土交通省	東京都																																
範囲要件	全戸全窓改修	部分改修可	部分改修可	部分改修可 但し、一つの居室で複数の開口部断熱改修する必要有り	部分改修可 但し、一つの居室で全窓改修する必要有り																																
補助対象工事	サッシのみ	〇 但し、原則外気に接していない部分 (内断下等)は対象外	〇 但し、アルミ樹脂複合サッシ(断熱性：H-5以上)が 必要	〇 但し、アルミ樹脂複合サッシ(断熱性：H-4以上)が必要	〇																																
	断熱性能	W6グレード：H5 G0グレード：U _g 値1.1以下 G1グレード：U _g 値1.2～1.5以下 G2グレード：U _g 値1.6～2.3以下	基準レベル：1～3地域：2.3(H5)、 4域：3.5(H3) 5～7地域：4.7(H1) ZEHレベル：1,2地域：1.9(H6)、 3地域：2.3(H5)、 4～7地域：2.9(H4)	H-5以上 1～2地域：H6以上 3地域：H-5以上 4～7地域：H-4以上	①に登録されている製品を使用																																
	玄関扉のみ	×	×	×	〇 内断下でも申請可																																
	サッシ +玄関扉	〇 但し、原則外気に接していない部分 (内断下等)は対象外	〇 但し、外気に接していない部分(内断下等)は対象外	×	〇 但し、アルミ樹脂複合サッシ・R70(断熱性：H-4以上)が必要																																
	補助対象金額	補助対象経費の1/3又は 上限額のいずれか低い金額	<table><tr><td></td><td>サッシ</td><td>玄関扉</td></tr><tr><td>大 (サッシ：2.8㎡以上 玄関扉：1.8㎡以上)</td><td>23,000円</td><td>34,000円</td></tr><tr><td>中 (サッシ：1.6㎡以上2.8㎡未満 玄関扉：—)</td><td>18,000円</td><td>—</td></tr><tr><td>小 (サッシ：0.2㎡以上1.6㎡未満 玄関扉：1.0㎡以上1.8㎡未満)</td><td>15,000円</td><td>30,000円</td></tr></table>		サッシ	玄関扉	大 (サッシ：2.8㎡以上 玄関扉：1.8㎡以上)	23,000円	34,000円	中 (サッシ：1.6㎡以上2.8㎡未満 玄関扉：—)	18,000円	—	小 (サッシ：0.2㎡以上1.6㎡未満 玄関扉：1.0㎡以上1.8㎡未満)	15,000円	30,000円	<table><tr><td></td><td>サッシ</td></tr><tr><td>大 (サッシ：2.8㎡以上)</td><td>89,000円</td></tr><tr><td>中 (サッシ：1.6㎡以上2.8㎡未満)</td><td>61,000円</td></tr><tr><td>小 (サッシ：0.2㎡以上1.6㎡未満)</td><td>38,000円</td></tr></table>		サッシ	大 (サッシ：2.8㎡以上)	89,000円	中 (サッシ：1.6㎡以上2.8㎡未満)	61,000円	小 (サッシ：0.2㎡以上1.6㎡未満)	38,000円	<table><tr><td>1箇所あたりの モデル工事費×40%</td><td>サッシ</td><td>玄関扉</td></tr><tr><td>大 (サッシ：2.8㎡以上 玄関扉：1.8㎡以上)</td><td>99,200円</td><td>144,000円</td></tr><tr><td>中 (サッシ：1.6㎡以上2.8㎡未満 玄関扉：—)</td><td>76,800円</td><td>—</td></tr><tr><td>小 (サッシ：0.2㎡以上1.6㎡未満 玄関扉：1.0㎡以上1.8㎡未満)</td><td>64,000円</td><td>128,000円</td></tr></table>	1箇所あたりの モデル工事費×40%	サッシ	玄関扉	大 (サッシ：2.8㎡以上 玄関扉：1.8㎡以上)	99,200円	144,000円	中 (サッシ：1.6㎡以上2.8㎡未満 玄関扉：—)	76,800円	—	小 (サッシ：0.2㎡以上1.6㎡未満 玄関扉：1.0㎡以上1.8㎡未満)	64,000円	128,000円
	サッシ	玄関扉																																			
大 (サッシ：2.8㎡以上 玄関扉：1.8㎡以上)	23,000円	34,000円																																			
中 (サッシ：1.6㎡以上2.8㎡未満 玄関扉：—)	18,000円	—																																			
小 (サッシ：0.2㎡以上1.6㎡未満 玄関扉：1.0㎡以上1.8㎡未満)	15,000円	30,000円																																			
	サッシ																																				
大 (サッシ：2.8㎡以上)	89,000円																																				
中 (サッシ：1.6㎡以上2.8㎡未満)	61,000円																																				
小 (サッシ：0.2㎡以上1.6㎡未満)	38,000円																																				
1箇所あたりの モデル工事費×40%	サッシ	玄関扉																																			
大 (サッシ：2.8㎡以上 玄関扉：1.8㎡以上)	99,200円	144,000円																																			
中 (サッシ：1.6㎡以上2.8㎡未満 玄関扉：—)	76,800円	—																																			
小 (サッシ：0.2㎡以上1.6㎡未満 玄関扉：1.0㎡以上1.8㎡未満)	64,000円	128,000円																																			
	1住戸あたり上限額： サッシ改修のみ・・・15万円 サッシ+玄関改修・・・20万円	最低補助申請額：5万円以上 (先進的窓リノベと併用時は2万円以上) 1住戸あたり上限額：30万円	最低補助申請額：5万円以上 1住戸あたり上限額：200万円	1箇所あたりのモデル工事費×40%または 実際の工事費×補助率(40%)のいずれか低い方の額 1住戸あたり上限額：35万円	1住戸あたり上限額： サッシ改修・・・100万円 玄関改修・・・16万円																																
申請者	代理申請者(下請事業者等も可)	元請事業者	元請事業者	元請事業者	代理申請者(下請事業者等も可)																																
申請タイミング	工事請負契約前の申請	工事完了後の申請	工事完了後の申請	工事請負契約前の申請	工事請負契約前の事前申込 23年4月1日～6月30日の工事契約分は交付対象																																
申請期間	1次公募：23年3月20日～23年6月16日	一斉改修：23年5月17日～23年12月31日	一斉改修：23年5月17日～23年12月31日	23年5月26日～24年1月19日	事前申込期間： 23年5月29日より 公社が定める日まで																																
	2次公募：23年6月23日～23年8月10日																																				
完了報告期限	1次公募：23年12月15日	申請期間＝完了報告期限	申請期間＝完了報告期限	23年6月23日～24年2月29日	23年06月30日～28年3月31日または、事前申請																																
	2次公募：24年1月15日																																				
入金方法	管理組合の指定口座	元請事業者の指定口座(管理組合へ振込対応)	元請事業者の指定口座(管理組合へ振込対応)	元請事業者の指定口座(管理組合へ振込対応)	管理組合の指定口座																																
併用可否	⑤のみ可	③④⑤が可 但し、③④は同一の窓での重複は不可	②④⑤が可 但し、②④は同一の窓での重複は不可	②③⑤が可 但し、②③は同一の窓での重複は不可	①又は②③④のどちらか可																																



➡ QRコードから埼玉管ネットWebサイトの賛助会員さんページへリンクします

「生活環境を足もとから支える。」
タキロンシーアイの床材は、居住空間の演出にとどまらない
安全性と耐久性、快適性を追求しています。

タキロンマテックス株式会社
https://www.t-matex.co.jp

東京支店 〒108-6015 東京都港区港南2-15-1(品川インテグリティA棟) TEL (03)5781-8150 FAX (03)5781-8130

— 信頼と実績で創業60周年 —

埼玉県マンション管理のベテランがいる管理会社
田園都市ライフサポート株式会社

(旧社名 株式会社ビルセンター)
マンション管理業者登録 国土交通大臣(5)第031134号
宅地建物取引業 東京都知事(11)第40887号
警備業認定 東京都公安委員会 第30003954号

【東京本社】〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-26-5
アイ・アンド・イー池袋ビル4F
TEL 03-5952-1141 FAX 03-5952-0891

【横浜支店】〒222-0033 横浜市港北区新横浜1-4-7
ミスミコーチ事務棟4F 402号
TEL 045-577-6600 FAX 045-577-6008

<https://denen-lsk.jp/>

LIXILの1dayリフォームは、お手頃な暮らしアップ提案です。

“高ながら施工”で あつという間に 快適な暮らしへ！
LIXILリニューアルのサッシ・玄関ドア『カバー改修』

管理組合様からのお問い合わせ窓口をご用意
e-DESK

電話 **03-6748-3987**
受付時間 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始・夏季休暇等を除く)

Web **LIXIL e-DESK**
で検索ください。

マンション・建物大規模改修

■東日本リニューア事業部
東京支店・東関東支店・北関東支店・南関東支店
(お問合せ) ☎(03)3474-1941

■西日本リニューア事業部
関西支店・福岡営業所
(お問合せ) ☎(06)6382-8410

ヤマギシリフォーム工業株式会社
http://www.ymgs.co.jp

低汚染複合外装仕上工法
アレスセラホールド工法
(特許 第2610085号)

低汚染セラミック変性フッ素樹脂塗料
アレスセラフッソ
低汚染セラミック変性ウレタン樹脂塗料
アレスセラレタン

資料のご請求、お問い合わせは
関西ペイント販売株式会社 本社〒144-0045 東京都大田区南六郷3丁目12番1号
建設塗料本部 TEL.(03)5711-8901 FAX.(03)5711-8931

関西ペイントホームページ <http://www.kansai.co.jp/>

FBS

株式会社エフビーエス
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-1-11

高騰化する共有部火災保険料の対策でお困りではございませんか？

- ◆ 年々値上げの続く火災保険料が、管理費会計を圧迫している。。。
- ◆ 更改の見積を取ると、これまでの保険料の3～4倍になり驚愕してしまっ。。。

共有部火災保険は、グッド保険サービスまでお気軽にご相談下さい！

複数の損保商品を扱う当社ならではの組み合わせプランで、管理組合様の悩みを解決致します！

取引損保：損保ジャパン、東海日動、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、日新火災
お問合せ先 株式会社グッド保険サービス 担当：伊藤、関根、本間、高橋
Tel 03-5413-4911 e-mail: kanri-kumiai@goodhoken.co.jp

納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社
本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463

あなたのマンションは大丈夫？
築20年を過ぎた建物は老朽化により放置すると漏水など大変な損害を被ることがあります。

ダイショウテックの設備リニューアルにより建物も暮らしも生き生きと！

マンション給排水設備リニューアル専門会社
株式会社 大勝テック
〒123-0841 足立区西新井 2-1-18 ☎03-3856-2870
<http://daisho-tec.com>

マンション管理はお任せください。

管理会社変更のご相談は
あなぶきコールセンター(24時間365日)
0800-500-5505

あなぶきハウジングサービス
東京本社 開発事業本部 / 〒105-0012 東京都港区芝大門2-2-1 ACN芝大門ビルディング5F

マンションの未来をみなさまと創造する企業
私たちは、確かな管理サービスで、マンションの「住まう価値」「次の世代につなぐ価値」を守ります

〈マンション管理のお問い合わせ〉
大和ライフネクスト株式会社 北関東支社
埼玉県さいたま市大宮区宮町 2-81 いちご大宮ビル 5F 〒330-0802
TEL:048-648-1871
マンション管理業者登録番号 国土交通大臣(5)第080755号

詳しくはこちら

協和産業株式会社
マンションの資産価値を高めるため…
エントランス・玄関扉・窓・のバリューアップ
対震、防犯化へのリニューアルは、
30年実績の専門業者におまかせください
本社 〒336-0032 さいたま市南区四谷2-5-11
<http://www.kyowazangyo.co.jp/>
TEL 0120-344-356

我が街紹介

さいたま市

さいたま市は埼玉県の南東部に位置し、平成13年5月1日に浦和市、大宮市、与野市の3市が合併し、「政令指定都市」が誕生し、平成17年4月には岩槻市も加わり、現在は人口134万人にもなっています。

東京の都心部からは、北西に約25キロメートルの距離にあります。

マンションストック戸数は令和4年1月現在で1174管理組合111、408戸、2118棟（さいたま市マンションデータ）であり、マンション化比率は、18・74%となっており、住宅全体の約2割を占める主要な居住形態となっています。

○「さいたま市住生活基本計画」を踏まえて、マンション管理の適正化に関する施策について具体的な取り組みを定めている処です。詳細に付

てはホームページ「さいたま市マンション管理適正化推進計画」をご覧ください。

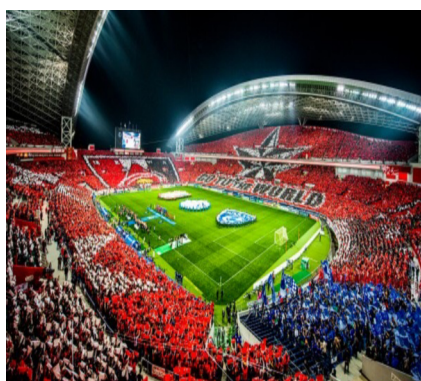
○さいたまスーパーアリーナ 格闘技やコンサート、見本市などが開かれる時には、イベントに応じて



センターステージ形式やエンドステージ等にセッティングすることができ、さまざまな用途に対応しており、最大370,000席を使用できる国内最大級の多目的アリーナとなっています。

○さいたまスタジアム 2002 FIFAワールドカップを日本で開催するために建設されたサッ

カースタジアムの一つ。日本国内のサッカー専用競技場としては最大となる63,700人を収容し、日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）、サッカー日本代表の試合などでも使用されています。



セミナー開催のお知らせ

テーマ「災害時、あなたは、どうしますか？」

ビデオ視聴、相談会後、同会館東側外庭においてミニ炊き出し訓練を実施します。

日時…令和5年10月28日（土）13時30分～16時30分
場所…越谷市中央市民会館第12会議室及び外庭
費用…セミナーのみ参加20名 無料、

セミナー終了後、ミニ炊き出し訓練参加の方、会場都合上10名、食材費500円、飲み物は各自持参申し込み締め切り日…10月25日午後3時迄（定員になり次第締め切ります。）

申込先…当会「フォームメーカー」欄に「セミナー希望」と記載し送信、又は090-4849-3390 迄 尚、天候によりミニ炊き出し中止の場合も有ります。

マンション紹介

ベルシャドウ東浦和

【施設概要】

住所 埼玉県さいたま市緑区東浦和
構造 RC造（鉄筋コンクリート造）
地上 8階建て 31戸



編集後記

埼玉県の最低賃金は本年令和5年10月1日より1,028円となり前年から41円（4.15%）の連続年の値上げとなりました。

管理会社から、管理費の値上げ交渉があった場合、これに、応じられないなら、管理員の勤務時間の短縮や、勤務日を減らす等の交渉等してみたら如何でしょうか、管理組合として、どう対応したら良いか判らない。明確な回答が出ない等、困りごとが有りましたら、どうぞお気軽に相談下さい。

問い合わせ先：

Webサイトフォームメーカー
メルマガ登録ページ

URL : <https://www.saikan-net.com>

URL : www.mag2.com/0001682307

【マンションLife情報マガジン】

分譲マンションにお住まいの方、これから分譲マンションに住みたいと言う方に暮らしの情報を発信するメールマガジンです。メールマガジンを通じて、安心、快適な住まいのための問題解決のヒントになるお話が出来ればと考えています。